

やまなし社会的養育推進計画

【素案】

(令和7～11年度)

山梨県子育て支援局

令和7年2月

【目次】

1	はじめに	1
2	計画の位置づけ	1
	（1）やまなし社会的養育推進計画（見直し前）との関係	1
	（2）山梨県こども計画との関係	2
3	計画の期間	2
	用語の説明	2
4	本県の社会的養護に係る現状（統計）	5
	（1）里親・ファミリーホーム、児童福祉施設	5
	（2）児童虐待相談対応件数	6
	（3）代替養育を必要とする子ども数	7
	（4）こども家庭センター等	7
5	各年度における代替養育が必要な子ども数及び里親人数等の見込み	8
	（1）代替養育が必要な子ども数の見込み	8
	（2）里親・ファミリーホームへ措置する子ども数の見込み	8
	（3）児童養護施設等へ措置する子ども数の見込み	9
	（4）里親人数、里親世帯数、ファミリーホーム施設数、ファミリーホーム定員の見込み	9
	（5）自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み	10
	（6）養子縁組される子ども数の見込み	10
6	社会的養育を推進するための基本事項	10
	（1）児童福祉法等の理念の浸透	10
	（2）家庭養育を優先する支援体制の強化	11
	（3）パーマネンシーの保障	11
7	社会的養育を推進するための取組	12
	（1）当事者である子どもの権利擁護の取組	12
	（2）市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	13
	（3）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	15
	（4）一時保護改革に向けた取組	15
	（5）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	16
	（6）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	18
	（7）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	19
	（8）社会的養護自立支援の推進に向けた取組	20
	（9）児童相談所の強化等に向けた取組	21
	（10）障害児入所施設等における支援	21
	（11）子ども家庭福祉に係る専門職の育成	22
8	計画の進捗管理等	22
別紙 1	【具体的な取組一覧】	24
別紙 2	【年度ごとの定量的な整備目標】	29

1 はじめに

国は、2016（平成 28）年に児童福祉法を改正し、1994（平成 6）年に批准した「児童の権利に関する条約」（以下、「児童権利条約」という。）を法の理念として明記し、子どもを権利の主体として位置付けました。そして、実親による家庭での養育の支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する「家庭養育優先」の原則を規定し、実親による養育が困難であれば、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や里親による養育を推進することを明確化しました。

本県においては、この改正法の理念の下、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくために、2020（令和 2）年 3 月に「やまなし社会的養育推進計画」を策定し、里親・ファミリーホームへの委託の推進をはじめとした取組を進めてきました。

その後、2022（令和 4）年の児童福祉法等の改正では、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための支援の充実が示されました。

この法改正等を踏まえ、2024 年（令和 6 年）3 月に国から新たな「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、既存の計画を全面的に見直し、2024 年（令和 6 年）度末までに新たな計画を策定することが求められました。

これらを受け、本県は、これまでの取組を振り返り、目標の実現に向けた今後の取組や、計画の進捗管理に活用する指標を改めて定めるなど、前計画を全面的に見直し、新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

（1）やまなし社会的養育推進計画（見直し前）との関係

この計画は、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和 6 年 3 月）」に基づき、「やまなし社会的養育推進計画（令和 2 年 3 月策定）（計画期間：令和 2～11 年度）」の見直しとして策定するものです。見直し前計画は、2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間を計画期間とし、里親等委託率の向上と子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置を数値目標に掲げました。これまでの進捗状況は次表のとおりです。

【計画の目標と進捗状況】

数値目標	2019 年度 （策定年度）	2024 年度 （中間年度）	2029 年度 （最終年度）	2023 年度 （直近実績）
就学前要保護児童の里親等委託率	40.7%	57.7%	75%以上	57.7%
就学後要保護児童の里親等委託率	27.1%	36.6%	50%以上	31.7%

数値目標	2019 年度 (策定年度)	2022 年度 (最終目標)	2023 年度 (実績)
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	1	27	15

就学前里親委託率について中間年度の目標値を達成しましたが、それ以外の数値目標について、達成が困難な取組があります。特に子ども家庭総合支援拠点については全市町村の設置を目指しましたが、約半数の設置に止まりました（令和6年度以降は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、「こども家庭センター」の設置に努めることとされています）。

本計画では、前計画を全面的に見直し、今後、本県の社会的養育をより一層推進するための具体的な取組等を示すものであり、新たな数値目標を設定することとします。

（２）山梨県こども計画との関係

本計画は、2023（令和5）年4月に施行されたこども基本法に基づき、2024年（令和6）年度末に策定する「山梨県こども計画」との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

《用語の説明》

① 家庭支援事業

2022（令和4）年改正児童福祉法により創設され、市町村の地域子ども・子育て支援事業へ新たに位置付けられた「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」に加え、従来からの「子育て短期支援事業（ショートステイ）」「一時預かり事業」「養育支援訪問事業」を加えた6事業。虐待に至る前の予防的支援策として位置付けられている。

② こども家庭センター

児童福祉法に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として市町村が設置するもの

③ 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに対し、子ども養育に関する正しい理解と確かな技術を持って家庭環境下での養育を提供する者

- ・養育里親：親が引き取れるまでの一定期間、養育する里親
- ・専門里親：虐待を受けた子どもや障害児等を専門知識と経験を活かし養育する里親
- ・親族里親：子どもの扶養義務者や家族が認定を受けて養育する里親
- ・養子縁組里親：養子縁組が望まれる子どもを自分の養子とすることを前提に養育する里親

④ 里親支援センター

里親支援事業を行うほか、里親及びその養育される児童並びに里親になろうとする者について相談等の援助を行い、里子の最善の利益を実現するための施設

⑤ 里親フォスタリング業務

里親のリクルート（開発活動）及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援

⑥ 児童家庭支援センター

児童に関する家庭などからの相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導や児童相談所等との連絡調整等を行う施設

⑦ 児童自立支援施設

非行や問題行動等によって指導が必要な子どもの心身の育ち直しを図り、社会の一員として生きていく力を育み、児童の自立を支援する施設

⑧ 児童心理治療施設

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、生活支援を基盤とした心理治療を行う施設

⑨ 児童発達支援センター

障害のある未就学児を対象に専門的な療育支援を提供する施設

⑩ 児童養護施設

要保護児童に対し安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設

⑪ 社会的養育

地域や家族構成の変化などから、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援していくこと。このことから、社会的養育の対象は全ての子どもになる。

⑫ 社会的養護

子どもの成長発達の保障のため、保護者の意向等は尊重しつつも行政が強力に関与しなければならない家庭を支援していくこと。このことから社会的養護の対象は、虐待、非行、発達障害などのある子どもになる。

⑬ 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を修了した 20 歳未満の措置解除者又は 20 歳以上で援助の必要があると都道府県知事が認める措置解除者に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に定める国補事業によるもの

⑭ 地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア

定員を 6 名とし、民間住宅等を活用しながら、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態となっている児童養護施設等

⑮ 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

⑯ 特別養子縁組

子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度で、家庭裁判所の決定により成立する

⑰ 乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設

⑱ パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を子どもに保障すること

⑲ ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

養育者（里親）の家庭に要保護児童を複数名迎え入れて養育を行う家庭養護の一環であり、児童福祉法第6条の3第8項に定める国補事業によるもの

⑳ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

㉑ 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども

㉒ 要保護児童

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども

㉓ 要保護児童対策地域協議会

特定妊婦や要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、子どもに関する情報の交換や支援内容の協議などを行うため、地方公共団体が設置するもの

4 本県の社会的養護に係る現状（統計）

（１）里親・ファミリーホーム、児童福祉施設

①里親人数、里親世帯数、ファミリーホーム施設数、ファミリーホーム定員

専門里親等の人数や世帯数は、変わっていませんが、養育里親は年々増加しており世帯数も増加しています。ファミリーホームの施設数等は、ほぼ変わっていません。

種別		2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)
里親	養育里親	265人 156世帯	267人 161世帯	282人 181世帯	334人 195世帯	345人 201世帯
	専門里親	3人 3世帯	3人 3世帯	3人 3世帯	3人 3世帯	3人 3世帯
	親族里親	12人 8世帯	13人 9世帯	10人 6世帯	11人 7世帯	7人 5世帯
	養子縁組里親	0人 0世帯	0人 0世帯	0人 0世帯	14人 7世帯	26人 13世帯
里親合計		277人 164世帯	280人 170世帯	292人 187世帯	345人 202世帯	352人 206世帯
ファミリーホーム		5施設 29人	5施設 30人	5施設 30人	5施設 30人	4施設 24人

※各年度末時点

②児童養護施設等施設数及び定員

小規模化かつ地域分散化を促進したことから、児童養護施設の定員は減少していますが、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループ定員は増加しています。

種別	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)
乳児院	2 施設 35 人	2 施設 34 人	2 施設 30 人	2 施設 30 人	2 施設 30 人
児童養護施設	7 施設 193 人	7 施設 176 人	7 施設 176 人	7 施設 159 人	7 施設 147 人
地域小規模児童養 護施設及び分園型 小規模グループ	8 施設 48 人	9 施設 54 人	9 施設 54 人	9 施設 54 人	10 施設 60 人
児童心理治療施設	—	1 施設 30 人	1 施設 30 人	1 施設 30 人	1 施設 30 人
児童自立支援施設	1 施設 25 人	1 施設 25 人	1 施設 25 人	1 施設 25 人	1 施設 25 人
自立援助ホーム	1 施設 6 人	1 施設 6 人	1 施設 6 人	1 施設 6 人	1 施設 6 人
計	19 施設 307 人	21 施設 325 人	21 施設 321 人	21 施設 304 人	22 施設 298 人

※各年度末時点

(2) 児童虐待相談対応件数

児童虐待相談対応件数は、全国では増加の一途を辿っています。本県においても、全国とほぼ同様の傾向が見受けられます。

項目	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)
全国	159,838 件	193,780 件	205,044 件	207,660 件	214,843 件
県（児童相談所）	904 件	1,218 件	1,347 件	1,462 件	1,451 件
うち市町村から の困難事例	152 件	123 件	149 件	119 件	122 件
市町村	588 件	688 件	761 件	797 件	761 件
県＋市町村 計	1,492 件	1,906 件	2,108 件	2,259 件	2,212 件

※各年度末時点

(3) 代替養育を必要とする子ども数

①措置先別

本県においては、近年約 300 人の子どもが家庭と離れて生活していますが、児童養護施設や乳児院等で生活する子どもの人数は、その約 7 割程度で推移しています。

種別	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)
乳児院	28 人	23 人	22 人	20 人	14 人
児童養護施設	170 人	164 人	155 人	159 人	152 人
児童心理治療施設	—	6 人	2 人	4 人	9 人
児童自立支援施設	11 人	7 人	4 人	2 人	5 人
自立援助ホーム	5 人	5 人	5 人	3 人	4 人
里親・ファミリーホーム	107 人	104 人	94 人	102 人	104 人
計	321 人	309 人	282 人	290 人	288 人

※各年度末時点。児童心理治療施設、児童自立支援施設及び自立援助ホームは里親等委託率には勘案しない。

②年齢別

児童年齢	2019 年度 (R1 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)
3 歳未満 0～2 歳	34 人	31 人	23 人	22 人	22 人
3 歳以上就学前 3～5 歳	49 人	37 人	47 人	51 人	49 人
学童期以降 6～18 歳	238 人	241 人	212 人	217 人	217 人
計	321 人	309 人	282 人	290 人	288 人

※各年度末時点。

(4) こども家庭センター等

要保護児童対策地域協議会は、全ての市町村で設置されていますが、こども家庭センターの設置は、今後、積極的に進めていく必要があります。

機関名	機関数	市町村名
こども家庭センター	11 箇所	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、笛吹市、 上野原市、甲州市、中央市、昭和町、道志村、 富士河口湖町

機関名	機関数	市町村名
要保護児童対策地域協議会	27 箇所	全ての市町村で設置

※2024（令和6）年4月時点

5 各年度における代替養育が必要な子ども数及び里親人数等の見込み

（1）代替養育が必要な子ども数の見込み

晩婚化・未婚化の進行や合計特殊出生率の低下等により、本県の子どもの人数は年々減少すると見込まれます。

しかしその一方で、児童虐待相談対応件数が近年増加の一途を辿り、一時保護される児童人数も増加が著しいことから、在宅による潜在的な需要についても考慮が必要です。

そこで、両側面を勘案したうえで代替養育が必要な子どもの人数を推計しました。

児童年齢	2024 年度 (策定年度)	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (最終年度)
3 歳未満 (0～2 歳)	36 人 (13,870 人)	36 人 (13,441 人)	37 人 (13,327 人)	38 人 (13,213 人)	39 人 (13,099 人)	40 人 (12,985 人)
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	55 人 (21,319 人)	55 人 (20,785 人)	56 人 (20,367 人)	57 人 (19,950 人)	58 人 (19,533 人)	58 人 (19,116 人)
学童期以降 (6～18 歳)	201 人 (77,901 人)	204 人 (76,501 人)	206 人 (74,691 人)	208 人 (72,880 人)	209 人 (71,069 人)	211 人 (69,258 人)
計	292 人 (113,091 人)	295 人 (111,727 人)	299 人 (108,385 人)	303 人 (106,043 人)	306 人 (103,701 人)	309 人 (101,359 人)

※（ ）内は、18 歳未満の子ども数の見込み

（2）里親・ファミリーホームへ措置する子ども数の見込み

上記（1）で算出した代替養育が必要な子どもの人数に対し、計画最終年度である 2029(R11) 年度には里親等委託率が、3 歳以上就学前（3～5 歳）は 75%以上、就学後（6～18 歳）は 50% 以上となるよう里親等へ措置する子どもの人数を推計しました。

なお、特に乳幼児期における愛着関係の形成が、将来の人格形成に直結すると考えられることから、3 歳未満（0～2 歳）の里親等委託率については目標達成を前倒し、R7 年度までに達成を目指します。

年齢	2024 年度 (策定年度)	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (最終年度)
3 歳未満 (0～2 歳)	27 人	27 人	28 人	29 人	29 人	30 人
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	33 人	35 人	37 人	39 人	42 人	44 人
学童期以降 (6～18 歳)	70 人	77 人	84 人	91 人	98 人	106 人
計	130 人	139 人	149 人	159 人	169 人	180 人

(3) 児童養護施設等へ措置する子ども数の見込み

上記(1)で算出した代替養育が必要な子どもの人数から、(2)で算出した里親等へ措置する見込みの子ども的人数を差し引いて、今後、児童養護施設等へ措置する子ども的人数を算出しました。児童養護施設等に入所する子ども的人数は減少すると見込まれます。

年齢	2024 年度 (策定年度)	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (最終年度)
3 歳未満 (0～2 歳)	9 人	9 人	9 人	9 人	10 人	10 人
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	22 人	20 人	19 人	18 人	16 人	14 人
学童期以降 (6～18 歳)	131 人	127 人	122 人	117 人	111 人	105 人
計	162 人	156 人	150 人	144 人	137 人	129 人

(4) 里親人数、里親世帯数、ファミリーホーム施設数、ファミリーホーム定員の見込み

過去 10 年間の伸び率等（里親登録抹消数やファミリーホームの増設等を勘案）から、本県の今後の里親人数等を推計しました。

種別	2024 年度 (策定年度)	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (最終年度)
養育里親人数	368 人	392 人	418 人	446 人	475 人	506 人
養育里親世帯数	214 世帯	228 世帯	243 世帯	259 世帯	276 世帯	294 世帯
ファミリーホーム施設数	5 施設	5 施設	5 施設	6 施設	6 施設	6 施設
ファミリーホーム定員	30 人	30 人	30 人	36 人	36 人	36 人

(5) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み

過去 10 年間の支援実績を踏まえるとともに、2024（令和 6）年度から自立支援の年齢制限が撤廃されたこと等を踏まえ、本県の今後の自立支援を必要とする社会的養護経験者数を推計しました。

対象者	2024 年度 (策定年度)	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (最終年度)
18 歳を迎える者 及び迎えた後も 支援が必要となる者	31 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人

(6) 養子縁組される子ども数の見込み

過去 10 年間の特別養子縁組の伸び率等を踏まえ、本県の今後の特別養子縁組成立数を推計しました。

縁組形態	2024 年度 (策定年度)	2025 年度 (R7 年度)	2026 年度 (R8 年度)	2027 年度 (R9 年度)	2028 年度 (R10 年度)	2029 年度 (最終年度)
特別養子縁組	6 組	7 組	7 組	7 組	7 組	7 組

※児童相談所及び民間あっせん事業者を通じて成立する特別養子縁組の見込み数

6 社会的養育を推進するための基本事項

(1) 児童福祉法等の理念の浸透

本県は、児童福祉法等の理念（子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益を実現することなど）を家庭や地域に浸透させ、子どもが虐待や差別を受けずに地域で幸せに暮らすことができる社会づくりを推進します。

（２）家庭養育を優先する支援体制の強化

本県は、児童福祉法等に定める「家庭養育優先の原則」の重要性について、市町村、児童養護施設、里親並びに里親会、学校及び警察など関係者間で共通理解を図り、家庭的養育の支援の充実に努めます。

そして、代替養育を必要とする子どもに対し、児童相談所は、まずは家庭と同様の養育環境（養子縁組又は里親等）を優先し、それが適当でない子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への措置を行います。

併せて、国の予算上 2024 年（令和 6）年度から在宅指導措置委託が義務的経費とされたこと等を踏まえ、在宅での支援を強化するとともに、措置により分離された家庭に対しては、2022（令和 4）年の児童福祉法改正に伴い創設された親子再統合支援事業などを活用し、家庭再統合に向けた支援を強力に実施します。

特に、虐待通告のうち里親・施設等へ措置に至る件数は少なく、通告のあった子どもの大多数が地域で生活をしている事実からも、市町村における在宅での支援の向上が強く求められています。また、社会的養育は全ての子育て家庭を支援対象としており、市町村における「こども家庭センター」を中心とした相談支援体制の構築と子育て短期支援事業（ショートステイ）等の家庭支援事業の実施については、虐待等に至る前の予防的支援策として重要な役割を果たすものであることから、市町村においてこれらが円滑かつ効果的に実施される体制を整えます。

更に、必要に応じて各市町村間での支援の方法等の情報交換と相互の支援力強化の場として、本県が設置した「子どもを守る山梨ネットワーク会議（県版要保護児童対策地域協議会）」の活用を検討します。

（３）パーマネンシーの保障

親、もしくは生涯にわたって親代わりになってくれる養育者と、共通の未来への永続的なつながりを前提として暮らす環境（パーマネンシー）を保障することは、子どもが自分の将来を想像し、組み立てていく大きな助けになります。「ずっと一緒にいる」という安全で妨げられない情緒的な結びつきが、将来への予測可能性を与えることによるものです。それがアタッチメント形成やアイデンティティの確保など、子どもの精神的発達につながり、生涯にわたるウェル・ビーイング（自己実現）の基礎となります。

代替養育が必要となる子どもに対しては、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限行い、それが困難な場合は特別養子縁組・養子縁組、里親・ファミリーホーム等への委託を検討し、それが適当でない場合は生活単位が小規模で家庭的養育環境が提供可能な児童養護施設等への措置を検討することとなりますが、それぞれの子どもに合ったパーマネンシーゴールを

設定し、関係者と協働する中で支援と計画見直しを繰り返すことで、パーネンシーを感じられる環境を早期に保障できる体制を整備します。

7 社会的養育を推進するための取組

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

ア 児童相談所における意見聴取等措置

【現在の取組】

里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の場面において、児童相談所が子どもに十分な説明を行うとともに、子どもから意見を聴取し、その意向を十分に反映させることを目的として、2024（令和6）年4月から意見聴取等措置が始まりました。

【課題】

子どもに対する措置等に関する説明や、それに伴う意見聴取は、子どもの状況に応じて迅速かつ的確に行うことが重要なため、職員のスキル向上が必要です。

【今後の取組の方向性】

職員が子どもの権利擁護に係る研修等を受講することで、子どもの最善の利益を実現させるための方法や、子どもの発達特性に応じた適切なアプローチを向上させます。

イ 意見表明等支援事業

【現在の取組】

子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、2024（令和6）年度から、県立の児童福祉施設（児童相談所の一時保護所、児童心理治療施設及び児童自立支援施設）にアドボケイト（意見表明支援員）を派遣し、子どもとの関係を構築しながら、意見形成と意見表明を支援する事業を段階的に進めています。

【課題】

施設や里親のもとで生活する子どもたちは、慣れない共同生活等の中でプライバシー等に関し不安や不満を抱えていながらも、職員や里親との関係性を気にするあまり相談できないことも多く、また相談できる職員も交代勤務等の理由により常時会えるわけではありません。

そこで、子どもの立場に立って子どもの意見や意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等に対し、意見形成や意見表明を支援し、意見・意向を代弁して伝達する取組が必要です。

そのため、現在取り組んでいる一時保護中の子どもへの意見表明支援に加え、施設入所や里親委託の子どもへの意見形成支援と意見表明支援の対象を広げていく必要があります。

そのためには、計画的にアドボケイトを養成するとともに、本事業を、利用する子どもにとって真に有益なものとしていくために、評価・検証と改善の仕組みづくりが必要です。

【今後の取組の方向性】

施設入所や里親委託の子どもへの意見形成・意見表明支援を進め、里親や施設職員の理解促進を図りながら対象となる全ての子どもに対し実施していきます。

ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備

【現在の取組】

2022（令和4）年3月に制定された「やまなし子ども条例」に基づき、2023（令和5）年6月に権利侵害を救済する第三者機関として医療・福祉・法律などの専門家で構成される「山梨県子ども支援委員会」を設置するとともに、子どもや保護者からの相談にワンストップで対応する「子どもの権利相談室やまなしスマイル」を開設しました。

【課題】

子どもの権利擁護体制と、児童相談所が関わる子どもの権利擁護は相互に重なっており、子どもがどのような相談窓口を選んだとしても、漏れなく適切な対応を行える体制を整えておく必要があります。

【今後の取組の方向性】

「やまなしスマイル」をはじめとした県の相談窓口の周知も進めつつ、児童相談所が関わる子どもの権利擁護事業との連携体制を整え、子どもからの声や被措置児童等虐待事案が発生した際に、適時・適切に対応していきます。

（2）市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

ア 各市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

【現在の取組】

2022（令和4）年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置について、市町村の努力義務とされました。2024（令和6）年4月1日現在で、県内では11市町村が同センターを設置しています。

【課題】

特に小規模な自治体では、必要な人員を確保するのが難しい状況です。こども家庭センターには専門的な知識と経験を持つスタッフを確保する必要があります。

【今後の取組の方向性】

全ての市町村がこども家庭センターを設置できるよう、センターの概念や機能等について、丁寧な周知を行うとともに、協議の場を設けるなどセンターの設置に向けた取組を進めます。

また、研修会の開催等により、支援に当たる市町村職員の専門的知識の習得を進め、その資質向上を図ります。

イ 各市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

【現在の取組】

2022（令和4）年改正児童福祉法において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業である子育て短期支援事業（ショートステイ）等とともに、家庭支援事業として法律上位置づけられ、2024（令和6）年度から実施に努めることとなりました。

【課題】

支援が必要な子どもの育ちのニーズを満たし、その親の養育力を補完するには、児童福祉と母子保健、教育等の相互連携による市町村全体の子育て支援施策の強化が必要であるとともに、事業実施に係る事業費等の財源の確保も必要です。また、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用希望に対応するため、里親・ファミリーホームの新規委託先や児童養護施設等への専従人員の配置など、更なる受け皿の確保が必要です。

【今後の取組の方向性】

子育て短期支援事業（ショートステイ）の受け皿として新たに里親やファミリーホーム等への委託を検討するとともに、ヤングケアラーを含め子育て家庭への家事・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業等を実施できる地域資源の掘り起こしや、実施のための支援を行います。

ウ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【現在の取組】

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談への対応、市町村への技術的助言その他必要な援助などを行う機関であり、2024（令和6）年4月1日現在で、県内2カ所に設置されております。

【課題】

児童虐待相談対応件数が増加の一途を辿る中、家庭分離し里親や児童養護施設等への措置に至る件数は少なく、在宅での支援の強化が求められております。児童家庭支援センターは児童相談所の補完的役割を果たす拠点として期待されており、在宅指導措置等を通じた支援の強化が必要です。

【今後の取組の方向性】

市町村の求めに応じ、技術的助言や必要な支援を行い、児童相談所や里親、乳児院及び児童養護施設等との連絡調整を総合的に行う専門的な相談支援機関である児童家庭支援センターの機能強化に努めるとともに、新たなセンターの設置について検討します。

（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【現在の取組】

妊娠期に適切な支援を受けることができず、子どもが死亡に至る事例があることを踏まえ、妊産婦等への支援の一層の強化が求められています。2022（令和４）年改正児童福祉法において、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業が都道府県等の事業として位置づけられ、2024（令和６）年度から実施に努めることとなりました。本県では現在、県の事業により運営している施設はありませんが、2024（令和６）年４月１日から民間からの助成金を活用する中で１法人が類似の事業所を運営しています。

【課題】

児童虐待による死亡事例の４割以上が０歳児であり、出産や子育てに悩みや困難を抱える妊産婦等については、妊娠初期からの支援を強化することが求められています。

また、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、市町村をはじめとした関係機関と広域的な地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくりが必要です。

【今後の取組の方向性】

支援を必要とする妊産婦等について、妊娠初期から切れ目のない支援を行うため、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政機関、就労支援機関への同行支援など、妊産婦との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供できるよう努めます。

また、予期しない妊娠を防ぐため、子どもが性に関する正しい知識を持つことができるよう、教育委員会等とも連携し、性や妊娠に関する教育を強化していきます。

（４）一時保護改革に向けた取組

【現在の取組】

2022（令和４）年改正児童福祉法を踏まえ、国において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が策定され、2024（令和６）年４月から施行されました。一時保護所においてはこの基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環

境を確保すること等が求められています。本県では中央・都留両児童相談所の一時保護所で合計 28 名の定員としています。

【課題】

本県では 2020（令和 2）年に一時保護所の定員数を増員しましたが、在所期間の長期化も多く、依然として受け入れの余裕がない状態が続いています。保護が必要な児童を確実に一時保護するためには、できる限り家庭的な環境において養育する、一時保護委託の受入れが可能な里親を確保することが必要です。加えて、児童養護施設等において、一時保護児童と入所児童と一緒に生活することは双方において影響が大きいと、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護委託専門施設等の検討を進める必要があります。

また、現状で一時保護中は児童・生徒が学校に通学することができておらず、教育環境の確保や通学が可能となる仕組みづくりが必要です。

【今後の取組の方向性】

乳幼児の一時保護については、子どもの状況に応じて、可能な場合は里親への委託を検討し、学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、児童養護施設等を選択する必要があります。

その際、一時保護所においては慢性的に入所率が高いことから、子どもたち一人ひとりに対するケアの質を高め、入所児童が明るくゆとりのある生活を送ることができるよう、委託一時保護が可能な里親等の確保や児童養護施設の一部を一時保護専用施設に転換する等の取組を進めます。

また、一時保護時における子どもの最善の利益を守る観点からも、可能な限り学校へ通学できる環境の確保に努めます。

（５）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【現在の取組】

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは家庭維持・復帰に向けた支援を行い、代替養育が必要と考えられる場合は、個々の状況を踏まえ、子どもにとって最も望ましいと考えられる代替養育先を検討しています。施設等への入所措置を行った場合でも、可能な限り早期に家庭復帰ができるよう、2023（令和 5）年度からはモデル的にパーマネンシーの早期達成のためのプランを作成（パーマネンシープランニング）し、進行管理を行いながら、家庭復帰や家庭養育の推進などそれぞれのケースに応じたパーマネンシーゴールを目指す取組を行っています。

【課題】

児童養護施設や里親への措置入所・委託を行う際には、保護者の同意を得る必要がありますが、施設に比べて里親等への委託を行うことに難色を示すことが多い状況であり、里親等への委託を阻害する要因の一つとなっています。

また、家庭分離のケースについては、中央児童相談所に「移行班」と呼ばれる専任チームを設置し、積極的な再統合等へ向け体制を強化したところではありますが、更なる円滑な家庭再統合に向け、対象の拡大に向けて更なる体制の強化が必要です。

【今後の取組の方向性】

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを行う必要がありますが、まずは市町村における家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持に努めるとともに、引き続き、代替養育が必要な子どもについては子どもにとって最良の養育先を検討します。

代替養育が必要な子どもに対しては、適切なパーマネンシーゴールを設定したうえで、家族や関係者と協働し、支援と評価を繰り返す強固なケースマネジメントにより、パーマネンシーの早期達成を目指します。

イ 親子関係再構築に向けた取組

【現在の取組】

中央児童相談所の「移行班」が中心となり、ケース進行管理のための会議を定期的開催する中で、児童精神科医等による児童及び保護者に対するカウンセリングを実施するとともに、家庭再統合プログラムを策定し、家庭再統合をはじめとした家族支援を実施しています。

【課題】

児童相談所職員が虐待への対応などに多くの時間を割かれているため、家族支援のサポートをするための十分な体制を確保する必要があります。

【今後の取組の方向性】

児童相談所をはじめ、施設・里親や市町村、専門的プログラムを提供できる専門家など様々な関係機関がその目的を共有し、長期的な視点を持って、それぞれが提供できる資源やサービス、サポートを重ね合わせながら提供します。

ウ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【現在の取組】

2019（令和元）年の「民法の一部を改正する法律」等によって、特別養子縁組における養子となる子どもの年齢の上限を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げるとともに、特

別養子縁組の成立の手続を二段階に分けて養親となる者の負担を軽減するなどの見直しが行われ、特別養子縁組制度の利用促進が図られています。

【課題】

養子縁組里親の登録数に比べ養子縁組候補児の数が少なく、マッチングに至りづらい状況にあります。マッチングを円滑に進めるとともに、未委託期間が長期化する里親家庭がモチベーションと養育スキルを維持できるよう継続的な支援が必要です。

また、養子縁組民間あっせん事業者を通じた特別養子縁組については、事業者が広域で活動を行っていることから候補児童の数が多く、速やかな縁組成立に効果的な側面がある一方で、あっせん手数料が負担となっていることから、更なる活用に向け利用者の負担軽減が必要です。

【今後の取組の方向性】

特別養子縁組について、児童福祉週間をはじめ、あらゆる機会を捉え実親や里親に対し制度の更なる普及を促します。また、各児童相談所に養子縁組制度をはじめとした里親制度を担当する専属の児童福祉司を配置し、里親支援センターと連携し、マッチングから養子縁組成立後の養育支援まで幅広い支援を実施します。

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについても、積極的に活用していくことが求められており、事業者が行う業務の状況を認識した上で、養親希望者の手数料負担の軽減を図って参ります。

（６）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【現在の取組】

里親制度の普及促進や里親家庭の総合的な支援を目的として、2021（令和３）年度からフォスタリング機関に事業の委託を行ってきました。フォスタリング機関では、前述のとおり里親の普及促進を行うほか、里親希望者への研修、里親委託後のサポートや子どもが自立した後の支援等里親に関する様々な部分において支援を行ってきました。

2024（令和６）年度中途からは、２つのフォスタリング機関がそれぞれ里親支援センターへと移行し、児童相談所と里親支援センターが連携し、役割分担の中で里親への包括的な支援を実施しています。

【課題】

里親等委託率を増やすためには、子どもを受け入れる里親数を増やすことも必要となりますが、新規里親の登録数は頭打ちとなっており、まずは里親制度を広く知ってもらい、実際に里親登録へと至るリクルート活動が非常に重要です。

また、代替養育を必要とする子どもにおいては、発達に障害のある子どもなど個別的ケアが必要な児童の割合が増えており、専門里親制度等も活用しながら、受け入れ可能な子どもはできる限り里親制度において養育ができるようになることが必要です。

【今後の取組の方向性】

未委託里親の養育力向上を図るための取組などを進めるとともに、子育て短期支援事業（ショートステイ）協力家庭と里親家庭の複数のリクルートを行うことで、それぞれの制度の違いを理解し、希望者が各自の生活や状況に合わせて里子を受け入れられる仕組みをつくります。また、共働き里親家庭が増える中、里子に関する育児休暇の創設を働きかけるなど、企業や社会全般の里親に関する理解の浸透に努めます。

更に、法定研修や委託可能な里親を育成する未委託里親研修を実施するほか、委託里親やファミリーホームの職員の専門性を高める研修の受講を支援するなど、質の高い里親養育の実現に努めます。

加えて、ファミリーホームについては、更なる増設に向けて事業の促進に努めます。

（７）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現在の取組】

施設等では、少人数で、安定した関係性を保ちながら、より手厚く、質の高い養育を提供するため、規模を小さくした施設（小規模化）や、地域の一軒家で生活できるようにした施設（地域分散化）を増やし、「できる限り良好な家庭的環境」の整備を進めています。2024（令和6）年4月1日現在、そのグループ数は、乳児院と児童養護施設で13グループとなっています。

【課題】

里親等委託率の向上に伴い、ケアニーズの高い子どもへの支援が中心となることが想定され、施設における養育機能の強化が求められています。少人数で、安定した関係性を保ちながら、より手厚く質の高い養育を提供していくためには、子どもの福祉への高い志と、専門性等を有する人材の確保と養成が不可欠となりますが、直接処遇職員や夜間時間帯の配置職員など、必要な人材の確保が課題となっています。

【今後の取組の方向性】

小規模化や地域分散化した施設が、質の高い「家庭的な養育」を、安定した関係性を保ちながら提供するため、本体施設が行う支援機能等の強化を支援します。また、補助者等の雇用を支援することで夜勤業務対応などへの体制を強化し、児童指導員等の業務負担軽減を図ります。

更に、「家庭養育優先原則」に基づき、施設等を利用している子どもが、親や家族との関係を再び構築して、地域に戻ることができるように、児童相談所と施設が協力し、親や家族への支援を実施していきます。

なお、「新しい社会的養育ビジョン」においては、児童心理治療施設や児童自立支援施設も含め、代替養育を行う施設はその養育期間は短期間であるべきこと、ケアニーズが高い子どもに対しては施設の生活単位を小規模化し、地域に分散して設置すること、さらに従事する職員の専門性を高め高機能化すること等を求めています。

一方で、ケアニーズが非常に高い施設においては地域分散化しないこともあり得ると明記されています。各施設の対象となる児童の特性や求められる専門性に十分配慮しつつ、小規模化された環境の中で可能な限り短期間による養育を行い、家庭復帰をはじめとした次の養育の担い手に確実につなぐことができるよう努めます。

（８）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【現在の取組】

2022（令和４）年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について年齢要件等の弾力化等が行われました。

本県では、2024（令和６）年４月１日現在で自立援助ホームが１か所、社会的養護自立支援拠点事業所が１か所設置されており、自立に向けた支援を実施するとともに、社会的養護経験者等が相互交流等を行っております。

【課題】

2022（令和４）年改正児童福祉法において、措置解除者等の実情を把握することが都道府県の業務として位置づけられており、措置解除者の全体像を把握する必要があります。

また同改正において児童自立生活援助事業については、2024（令和６）年度から自立支援の年齢制限が撤廃され、今後さらに支援対象者が拡充されることが予想されることから、支援に当たる資源（場所・人材）の確保が課題となっております。また、退所後児童が帰住先を失っている際、一時的に身を寄せる居場所の確保が必要となっております。

【今後の取組の方向性】

県内の社会的養護経験者についてその実情把握に努め、関係者で共有するとともに、児童自立生活援助事業について、自立援助ホーム以外にも児童養護施設や里親の実施が可能となったことから、児童養護施設や里親に対し同事業の活用を働きかけ、社会的養護経験者の支援に努めます。

また、社会的養護自立支援拠点事業について、これまで公的支援に繋がらなかった者についての実情把握に努めるとともに、社会的養護経験者が住居を失っていても安心して身を寄せる居場所を設けます。

(9) 児童相談所の強化等に向けた取組

【現在の取組】

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の増員を実施するとともに、弁護士や医師等の意見を聞く体制を構築しています。また、児童相談所に里親支援専門の児童福祉司を設置し、家庭再統合の推進に努めています。

また、2024（令和6）年4月に山梨県立大学に開設した子ども家庭福祉の大学院に対し、職員を研修派遣し、子ども家庭福祉・子ども理解、地域福祉などの幅広い分野の高度な専門知識の習得と研究的視点を持った実践者の養成を行っています。

【課題】

児童福祉司等の配置枠は確保しているものの、全てが正規職員ではなく会計年度任用職員での配置も多い状況です。安定的な配置ができるよう、正規職員での配置を進めていく必要があります。

また、市町村との連携においては、連絡調整や技術的助言を行う市町村支援児童福祉司の役割が重要であることから、本県においても配置基準に基づき適正に配置する必要があります。

【今後の取組の方向性】

児童相談所は、家庭分離・保護の機能と家庭再統合・在宅支援の機能の両側面を有しておりますが、国の動向や児童相談所運営指針などを踏まえ、それぞれの機能が十分に発揮され、全ての要保護児童に対し必要な支援が行き届くよう、体制の強化に努めます。

児童福祉司及び児童心理司などの専門職員について、児童福祉法等に基づき適正に配置するとともに、法的対応体制等の強化のため弁護士等を常勤職員又はそれに準ずる措置として配置することを検討します。

また、児童福祉司等の専門性向上を図るため、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得を促進します。

更に、児童相談所と市町村、警察、学校等の関係機関及び里親等の関係者との個別の連携を一層強化するほか、児童虐待に関しては、関係機関が連携して対応することが重要であることから、関係機関及び関係者間での情報共有に努めます。

(10) 障害児入所施設等における支援

ア 障害児入所施設における支援

障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活しています。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援に努めます。

イ 障害児通所施設における支援

社会的養護を必要とする子どもの中でも発達障害や知的障害のある子どもが増えていることから、市町村と連携する中、必要に応じ放課後等デイサービスなどの障害児通所支援サービスの活用を進め、養育の安定・適正化を図ります。

(11) 子ども家庭福祉に係る専門職の育成

児童虐待を防ぐため、児童相談所や市町村をはじめ、児童養護施設等の関係機関が高度な機能を発揮することが強く求められていることから、2024（令和6）年4月に山梨県立大学人間福祉学部子ども家庭福祉の大学院を開設したところです。

県内の他大学院や大学、短期大学等の教育機関においても、心理職や保育職など専門職の育成に取り組んでおり、こうした県内各教育機関や各施設の連携を更に深める中で、児童虐待をはじめとした子ども家庭福祉の分野において、中心的な役割を担う専門性を有する人材の育成に向けた取組を推進していきます。

8 計画の進捗管理等

(1) 本計画の具体的な取組と整備目標

県は、7「社会的養育を推進するための取組」の事項を進めるための具体的な取組（別紙1）を示すとともに、特に重点を置く事項に対し、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき、計画全体の進捗の評価・検証を行うことを目的として、年度毎の整備目標（別紙2）を設定します。

(2) 具体的な取組の実施体制

具体的な取組（別紙1）は、県及び児童相談所、市町村が中心となって、児童養護施設等や里親など関係機関と連携しながら推進します。

(3) 本計画の検証・見直し

この計画の進行管理については、毎年度、評価のための指標等により、事業の進捗状況について自己点検を実施し、結果については、県子ども・子育て会議に報告し、評価・検証を

行うとともに、県ホームページ等で公表します。自己点検・評価によって明らかになった課題等については、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直し等を行い、適切にPDCAサイクルの運用を図ります。

別紙１【具体的な取組一覧】

７（１）当事者である子どもの権利擁護の取組

No.	具体的な取組
1	児童相談所や児童養護施設等が子どもを一時保護・措置する際、子どもが権利の主体であることをわかりやすく記した「権利ノート」等を配布します。
2	「やまなし子ども条例」に基づき設置された「子ども支援委員会」により、権利侵害があった場合の救済を行います。
3	意見表明支援事業について、措置されている全ての子どもが利用できる体制を整備します。
4	児童相談所において子どもの措置決定時等に、子どもが置かれた状況や今後の援助の内容、その理由等、必要なことを丁寧に説明したうえで、子どもの気持ちや意見等を聞きます。

７（２）市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

No.	具体的な取組
1	市町村の子ども家庭支援体制の構築に対し、市町村の理解を深めるため、こども家庭センターの設置に関する説明会を開催します。
2	児童養護施設や乳児院、児童家庭支援センターなどが要保護児童対策地域協議会の構成員になるよう市町村に働きかけます。
3	児童相談所と市町村との連携体制を強化するため、連絡調整会議を開催します。
4	市町村が家庭支援事業を円滑に実施ができるよう、地域資源の掘り起こしを行い、情報提供を行うなど土台づくりに努めるとともに、複数の市町村にわたる広域的な実施について県が調整し円滑な実施を図ります。
5	要保護児童対策地域協議会代表者会議などにおいて、社会的養護等の施策に関する説明を行い、市町村への児童相談所からの指導委託等が進むよう理解の促進に努めます。
6	児童家庭支援センターにおいて、市町村の家庭支援事業や児童相談所からの在宅指導措置等を受けることにより、複雑な問題を抱える子どもや家庭を地域でサポートできるよう努めます。

７（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

No.	具体的な取組
1	市町村や妊産婦等生活援助事業者が把握した特定妊婦等のサポートについて、研修会等の開催により、福祉事務所や児童相談所を含めた関係機関の連携を強化します。

2	妊婦健診を受けられない等の複雑な事情を抱える妊婦支援を実施するため、ニーズ把握に努めた上で、妊産婦等生活援助事業所の設置を検討します。
3	経済的な問題を抱える妊婦が、出産に係る費用を援助する助産制度を利用できるよう、研修会の開催や広報活動等により制度を周知します。

7（４）一時保護改革に向けた取組

No.	具体的な取組
1	一時保護中に子どもが権利の侵害等を訴えた際、専門家のスーパーバイズを活用する中で、子どもの年齢や発達に応じ適切な説明を行うとともに、意見表明支援事業又は子ども支援委員会の活用などにより、子どもの意見が表明されるための配慮を行います。
2	一時保護中であっても教育を受けられるよう、可能な限り学校への通学ができる環境を確保します。
3	国機関等が開催する一時保護所職員研修への職員の参加を促進します。
4	一時保護所においては慢性的に入所率が高いことから、子どもたち一人ひとりに対するケアの質を高め、入所児童が明るくゆとりのある生活を送ることができるよう、委託一時保護が可能な里親の確保に努めるとともに、児童養護施設等において一時保護専用ユニットの確保を促進します。
5	一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限とし、施設内のルールが適切か他の施設の取組等を参考にしながら定期的に見直しを図ることで、環境改善を図ります。

7（５）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

No.	具体的な取組
1	各児童相談所に、パーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う移行班を設置します。
2	親子関係再構築に向けた保護者支援の専門的プログラムによるサポートについて、民間のスキルも活用する中で提供ができるよう検討を行います。
3	市町村の家庭支援事業等による支援の提供を通じて切れ目のない親子関係再構築事業が行われるよう、児童相談所が親子の課題やニーズについて市町村と共有し、サポートプランの策定に反映します。
4	家庭分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援においては、子どもの状況や親の面会状況など施設や里親・ファミリーホームからも情報を収集し、関係機関との連携に努めます。

5	特別養子縁組の推進に向け、養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、養親希望者の手数料負担の軽減を図ります。
---	--

7（6）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

No.	具体的な取組
1	里親支援センターにおいて、新規里親登録者のターゲットを明確化するなど、創意工夫の中で継続的に里親リクルート活動を実施します。
2	ホームページやSNSをはじめ、テレビ、ラジオ等を活用し効果的な情報発信を進めます。
3	未委託里親の養育力向上のため、子育て短期支援事業（ショートステイ）や受託里親が一時的に里子を他の里親へ預け休息するレスパイトケアの受け入れなど、短時間預かりを活用した養育機会を創出します。
4	里親登録時はもとより登録後も、子どものニーズに合わせた養育が行われるよう研修の充実を図り、里親に積極的な参加を促すことで、里親のスキルアップと専門性の向上に努めます。
5	里親と里子の関係悪化により委託が解除となったケースや未委託里親の状況等を検証し、その検証結果を里親支援センターなど関係者で共有します。
6	ファミリーホームの担い手候補となりうる登録里親については、ファミリーホームの開設について助言を行い、ファミリーホームの設置を促進します。

7（7）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

No.	具体的な取組
1	施設の状況等を把握するため、定期的に児童養護施設等施設長会議を開催します。
2	施設の運用計画等への指導や助言を行い、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を促進します。
3	施設職員のスキルアップを図る研修を実施します。
4	児童養護施設等における、一時保護委託を受けるための専用棟又は専用のユニットの設置を促進します。
5	児童養護施設等による児童家庭支援センターの設置を促進します。
6	市町村の家庭支援事業の受託の促進を図るため、市町村へ事業実施を促すとともに、受託が円滑に進むよう施設職員のスキルアップを図ります。

7（8）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

No.	具体的な取組
1	社会的養護経験者の動静について、退所（措置解除）後の3年程度は措置元施設や里親を通じ把握に努めることとし、その情報について、社会的養護自立支援拠点事業者をはじめ、児童自立生活援助事業者や児童相談所など関係者間で共有します。
2	児童養護施設等に自立支援コーディネーターの設置を進め、児童相談所職員、児童養護施設等職員、里親、市町村職員等が構成員となる支援担当者会議の設置、相談体制の構築を促進します。
3	国の事業（社会的養護自立支援拠点事業、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業など）を積極的に活用するよう関係機関への説明会を開催します。
4	児童自立生活援助事業について、児童養護施設や里親等が実施できるよう、制度の周知等に努めます。
5	社会定養護自立支援拠点事業により児童養護施設を退所した子どもの生活上の問題に対応するとともに、帰住先のない児童が一時的に身を寄せることのできる居場所を確保します。

7（9）児童相談所の強化等に向けた取組

No.	具体的な取組
1	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った専門職員の配置を進めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修や派遣等に積極的に取り組みます。
2	養子縁組や里親等委託を推進する専門職員（里親養育支援児童福祉司）及び市町村支援のための専門職員（市町村支援児童福祉司）が配置できるよう努めます。
3	警察官、弁護士、検察など司法の専門分野と連携強化を図るため、情報交換会等を開催します。
4	職員のこども家庭ソーシャルワーカー資格取得を促進するとともに、山梨県立大学の子ども家庭福祉の大学院への専門職員派遣研修等により、専門職員の資質向上を図ります。
5	市町村との共通リスクアセスメントシートの活用や市町村措置への運用整理を進め、市町村との役割分担の明確化を図ります。

7 (10) 障害児入所施設等における支援

No.	具体的な取組
1	障害児入所施設において、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援に努めます。
2	施設・里親等の措置児童についても、必要に応じて放課後等デイサービスなどの障害児通所支援サービスを活用し、養育の安定・適正化を図ります。

7 (11) 子ども家庭福祉に係る専門職の育成

No.	具体的な取組
1	児童相談所の専門職を大学院に派遣し、子ども家庭福祉・子ども理解、地域福祉などの幅広い分野の高度な専門知識の習得と研究的視点を持った実践者を養成します。
2	児童相談所や専門的施設において、積極的に学生の実習を受け入れる等により、県内の専門職育成に取り組みます。

別紙２【社会的養育推進計画において年度ごとに定める「定量的な整備目標」】

指 標	R5実績	R6見込	R7目標	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）							
社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利擁護等に関する研修等の実施回数、受講者等数	回数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	61	65	65	65	65	65
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	人数	—	24	197	299	303	309
	割合	—	8.2	66.7	100	100	100
(2) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組							
ア 各市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組							
こども家庭センターの設置数	—	11	19	27	27	27	27
こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	回数	1	1	1	1	1	1
	受講者数	49	50	50	50	50	50
イ 各市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組							
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	策定中	策定中	策定中	策定中	策定中	策定中	策定中
市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親数	0	0	10	10	10	10
	F/H数	0	0	2	2	2	2
	児家セン数	2	2	3	3	3	3
ウ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組							
児童家庭支援センターの設置数	2	2	2	3	3	3	3
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	12	19	19	28	28	28	28
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	2	2	2	3	3	3	3
(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組							
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	—	0	0	2	2	2	2
助産施設の設置数	4	4	4	4	4	4	4
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	回数	0	1	1	1	1	1
	受講者数	0	50	50	50	50	50
(4) 一時保護改革に向けた取組							
一時保護施設の定員数	28	28	28	28	28	28	28

指 標		R5実績		R6見込	R7目標	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	里親数	7	7	7	10	10	10	10
		F/H数	0	0	0	0	0	0	0
		児福祉施設	0	0	0	1	1	2	2
	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	回数	0	1	1	1	1	1	1
		受講者数	0	2	2	2	2	2	2
	第三者評価を実施している一時保護施設数		2	2	2	3	3	4	4
(5) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組									
ア 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組									
イ 親子関係再構築に向けた取組									
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数			73	80	80	80	80	80	80
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	回数		0	0	0	1	1	1	1
	受講者数		0	0	0	2	2	2	2
ウ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組									
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数			2	4	4	4	4	4	4
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数			0	2	3	3	3	3	3
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数			0	0	0	2	2	2	2
(6) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組									
① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等									
3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満委託率	54.5	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
	3歳以上委託率	59.2	61.8	64.5	67.1	69.7	72.4	75.0	
	学童委託率	31.7	34.8	37.8	40.9	43.9	47.0	50.0	
	里親登録率	104.9	102.6	107.6	112.4	119.6	125.4	131.5	
	里親稼働率	36.7	43.4	43.8	44.3	43.9	44.0	44.3	
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親	201	214	228	243	259	276	294	
	専門里親	3	3	3	4	4	4	4	
	縁組里親	13	14	15	16	17	18	19	
ファミリーホーム数			5	5	5	5	6	6	6
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数			3	3	3	3	3	3	3
② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組									

指 標		R5実績	R6見込	R7目標	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
	里親支援センターの設置数	—	2	2	2	2	2	2
	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	回数	9	10	10	10	10	10
		受講者数	167	178	190	202	215	244
(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組								
	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	施設数	13	13	14	14	14	14
		児童数	78	78	84	84	84	84
	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法職員、自立支援職員等）の加配施設数、加配職員数	家庭	9	9	9	9	9	9
		心理	9	9	9	9	9	9
		自立	3	3	3	4	4	4
	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数		2	2	3	3	4	5
	一時保護専用施設の整備施設数		0	0	0	1	1	2
	児童家庭支援センターの設置施設数		2	2	2	3	3	3
	里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	里セン	—	2	2	2	2	2
		フォスタ	2	0	0	0	0	0
	妊産婦等生活援助事業の実施施設数		—	0	0	2	2	2
	市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）		11	11	11	11	11	11
(8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組								
① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握								
② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組								
	児童自立生活援助事業の実施箇所数		1	2	2	2	2	2
	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		—	1	1	1	1	1
(9) 児童相談所の強化等に向けた取組								
① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組								
② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組								
	・ 第三者評価を実施している児童相談所数		0	0	0	2	2	2
	・ 児童福祉司、児童心理司の配置数	福祉司	49	49	49	62	62	62
		心理司	22	22	22	30	30	30
	・ 市町村支援児童福祉司の配置数		0	0	0	2	2	2
	・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数		7	7	8	10	10	10

指 標		R5実績	R6見込	R7目標	R8目標	R9目標	R10目標	R11目標
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	9	9	9	9	9	9	9
	・保健師の配置数	2	2	2	2	2	2	2
	・弁護士配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）	0	0	0	0	0	0	0
	・子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児相）職員における研修の受講者数	0	0	2	2	2	2	2
	・専門職採用者数	15	16	16	16	16	16	16
(10) 障害児入所施設における支援								
(11) 子ども家庭福祉に係る専門職の育成								